

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	子どものための教育・保育給付の支給又は地域・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、子どものための教育・保育給付の支給又は地域・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・DV等に関係する児童の入所情報については、特に気をつけて管理している。

## 評価実施機関名

宮古島市長

## 公表日

令和5年3月14日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給又は地域・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育所入所申込児童の住所確認</li><li>・世帯構成、同居人の有無の確認</li><li>・保護者の税情報確認</li><li>・ひとり親の確認(児童扶養手当等)</li><li>・世帯員に障害者の有無を確認(特別児童扶養手当、障害手帳、障害年金等)</li><li>・生活保護の受給の確認</li></ul>
③システムの名称	子ども子育て支援(COKAS-R／AD II)

## 2. 特定個人情報ファイル名

児童台帳

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1の94項</li><li>・宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項</li></ul>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第2の116項</li><li>・宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条</li></ul>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 子ども未来課
②所属長の役職名	課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部 総務課 代表(0980)72-3751
-----	-------------------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉部 子ども未来課 直通(0980)79-7825
-----	----------------------------

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月11日	個人番号の利用	市の条例(平成27年度制定予定)	宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基	事後	条例制定に伴う変更
平成28年12月13日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	市の条例(平成27年度制定予定)	宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基	事後	条例制定に伴う変更
平成29年12月22日	II. 1	平成27年3月12日時点	平成29年12月22日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月22日	II. 2	平成27年3月12日時点	平成29年12月22日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月22日	I. 5	課長 濱川 勝	課長 砂川 克佳	事後	人事異動に伴う変更
平成30年12月20日	II. 1	平成29年12月22日時点	平成30年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月20日	II. 2	平成29年12月22日時点	平成30年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成31年3月8日	IV. 1		[基礎項目評価書]	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 2		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 3		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 3		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 4		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 5		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 6		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 6		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 7		2)十分である	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 8		[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	事後	新しい様式に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 9		2)十分に行ってい	事後	新しい様式に伴う追記
令和1年12月19日	I. 5	課長 砂川 克佳	課長	事後	人事異動に伴う変更
令和1年12月19日	II. 1	平成30年12月20日時点	令和1年12月19日時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月19日	II. 2	平成30年12月20日時点	令和1年12月19日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年11月11日	II. 1	令和1年12月19日時点	令和2年11月1日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年11月11日	II. 2	令和1年12月19日時点	令和2年11月1日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年3月7日	I-1-③	子ども子育て支援(PLANETS)	子ども子育て支援(COKAS-R/AD II)	事後	システム変更
令和5年3月7日	I-4-②	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項 ・宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第2の116項 ・宮古島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条	事後	見直しに伴う変更
令和5年3月7日	I-5-①	福祉部 児童家庭課	福祉部 子ども未来課	事後	組織改編に伴う変更
令和5年3月7日	I-8	福祉部 児童家庭課 (代表)0980-73-1966	福祉部 子ども未来課 (直通)0980-79-7825	事後	組織改編に伴う変更
令和5年3月7日	II-1	令和2年11月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年3月7日	II-2	令和2年11月1日時点	令和5年3月2日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年3月7日	IV-4		委託しない	事後	見直しに伴う変更